

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川浄水場計装設備保守点検業務

2. 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3. 特定理由

本業務は、白川浄水場の計装設備点検周期に基づき、計装設備の機能及び精度を維持するために保守点検を行うものである。

本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(内部パラメータの調整)・良否判断を求めている。当該設備には製造メーカー独自の技術開発部分が多く、外部には公開されていない設備仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ、機能診断における良否判定や、機器内部設定値の調整ができない。

上記業者は、当該設備の製造メーカーである横河リユージョンサービス㈱から技術・データ及び保守サービス業務の継承を受けた道内唯一の代理店であることから、そのノウハウを始め当該設備に関する構成・構造などに精通している。

これらのことより、上記業者以外では本業務を遂行することはできない。

4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件 名 配水センター計算機ソフト改修業務
- 2 業 者 名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 当該システムは、横河ソリューションサービス㈱が開発し、上記業者が代理店契約に基づき納入・調整・保守を行っており、水道局は横河ソリューションサービス㈱の利用許諾に基づき利用しているものである。
本業務には、横河ソリューションサービス㈱が保有する著作権（翻案権）によって生ずる二次的著作物創作の許諾が必要である。本業務で創作する著作権物及び著作権は横河ソリューションサービス㈱に帰属しており、これら著作権等の使用を現在、札幌地区で許諾を得ているのは、横河ソリューションサービス㈱の総合代理店である上記業者のみであることから特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため。